

令和7年度 第1回松本市公民館運営審議会

日 時 令和7年11月5日(水)

19:00から

会 場 中央公民館3-2

1 開 会

2 中央公民館長あいさつ

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 松本市公民館運営審議会について

6 役員選出(正副委員長)

7 会議事項

(1) 意見交換

「公民館ってどんなところ？」

「令和7年度生涯学習課・中央公民館重点目標について」

(2) 今後の予定(案)

8 その他

9 閉会



松本市公民館運営審議会委員名簿

根拠法令等 松本市公民館条例、松本市公民館運営審議会規則
 活 動 内 容 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査
 審議する。

◎委員長 ○副委員長

区分	氏 名	所 属 団 体 等
学校教育	安藤 隆子	松本市立今井小学校長
	馬場 英晃	松本市立大野川小・中学校長
社会教育	吉川 篤明	長野県専修学校各種学校連絡会松本支部長
	山岡 京子	愛らんど島内 会長
	原 薫	株式会社柳沢林業 代表取締役
	中田 安子	前 第三地区公民館長
	興 千津子	松本市町内公民館館長会 事務局長
	中島 麻衣	地域づくり考房「ゆめ」
	宮木 慧美	一般社団法人 KOKO 代表理事
	米田 美優	信州大学 人文学部 3 年、館報全市版委員
	山口 茂	公民館報全市版編集委員長
	渡辺 直子	特定非営利活動法人 SOHO 未来塾
家庭教育	矢野 麻美	松本市 P T A 連合会 顧問
	高山 未央	ママフェスまつもと
有識者	大蔵真由美	松本大学 教育学部 准教授
	前田 豊	信州大学 人文学部 准教授
公募者	松山 紘子	公募

(任期 2 年:令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで)

事務局	廣 田 圭 男	松本市生涯学習課・中央公民館 課長(館長)
	上 嶋 秀 俊	松本市生涯学習課・中央公民館 社会教育推進担当 係長
	浅 井 勇 太	松本市生涯学習課・中央公民館 社会教育推進担当

松本市公民館運営審議会について

1 設置根拠…松本市公民館条例 第3条（公民館運営審議会）

- ①本市の公民館事業の企画実施につき調査審議するため、社会教育法第29条の規定⁽¹⁾に基づき中央公民館に松本市公民館運営審議会を置く。
- ②審議会委員の定数は、15人以上30人以内とする。（今期…17人）
- ③委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - ・学校教育関係者
 - ・社会教育関係者
 - ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - ・有識者
 - ・公募による市民
 - ・前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- ④委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【※（1） 社会教育法第29条】

- ①公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- ②公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

2 報酬等

松本市特別職の給与及び費用弁償に関する条例により規定

(1) 報 酬

会議1回につき、4,900円(所得税等含む)

(2) 費用弁償(交通費)

片道2km以上で(端数切捨)、1kmにつき37円

3 活動内容等…松本市公民館運営審議会規則

(目的)

第1条 松本市公民館条例第3条による、松本市公民館運営審議会の運営について必要な事項を定める。

(委員の委嘱)

第2条 松本市公民館運営審議会委員は、松本市公民館条例第3条に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(役員)

第3条 審議会委員長及び副委員長は、委員の内からそれぞれ1名を互選する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代理する。

(職務)

第4条 審議会は、館長の諮問に応じ、中央及び地区公民館の事業の企画実施について調査審議する。

(会議の招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

(議事)

第6条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

4 松本市公民館運営審議会の取組み経過等について

昭和24年12月 松本市公民館運営審議会発足

45年 3月 松本市公民館運営に関して（諮問）

6月 （同答申）

46年 5月 都市化に対応する公民館のあり方について（諮問）

47年 8月 （同答申）

52年10月 公民館事業実施にかかる経費等について（諮問）

11月 （同答申）

63年 1月 中央公民館施設整備・休館日の設定について（諮問）

5月 （同答申）

平成 2年10月 生涯学習時代における松本市公民館のあり方について（諮問）
→令和2年7月に「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行され、本市でも生涯学習施策推進に必要な公民館のあり方について検討

3年 4月 （同中間答申）

9年 4月 公民館政策へ（提言）

10年 5月 21世紀に向けて松本市公民館のあり方（諮問）

11月 公民館長の任命手続きについて（提言）

11年 5月 21世紀に向けて松本市公民館のあり方（答申）

13年 6月 調査研究報告書（提出）

14年 2月 飯田市公民館・名古屋市視察研修

5月 松本市公民館主事会との懇談会

11月 公民館・社会教育関係職員、委員合同研修会

講師：小林文人さん（東京学芸大学名誉教授）

15年	1月	松本市公民館主事会との懇談会
	4月	公民館の設置及び運営に関する基準に対し、公民館長会・公民館主事会・公民館運営審議会・社会教育委員会・町内公民館長会の連名で、文部科学省に意見書を提出
	10月	公民館運営と公民館運営審議会のあり方について報告書提出
16年	11月	公民館・社会教育関係者学習会 講師：佐藤一子さん（東京大学大学院教育研究科教授）
17年	1月	<u>総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について（諮問）</u> →少子高齢化、都市内分権化、景気低迷、災害、地域力低下など、社会全体が不安や厳しさを感じる中、協働のまちづくりや自治意識を持った人づくりへ向けた公民館の役割を検討
18年	5月	（同答申）
20年	8月	総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方についてに係る「意見書」を提出
21年	10月	松本市公民館のあり方検討委員会への参画
22年	1月	公民館活動についてのグループ討議（自主学習活動）開始
23年	5月	提言書「もう一度公民館の意義、役割を考えよう」を提出
24年	8月	<u>松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について（諮問）</u> →地域づくり実行計画に基づく、本市の独自の地域づくりシステム構築・運用スタートへ向け、これまでの公民館活動と施策との関係性や公民館の位置づけ、方向性等を検討
25年	6月	（同答申）
	7月	答申について、松本市公民館主事会との学習会
	9月	答申について、松本市公民館長会との学習会
26年	2月	文部科学省委託事業「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」に企画提案した「公民館の学びがつなぐ、松本らしい地域づくり、人づくり」事業の評価と課題を審議
27年	11月	松本市公民館発足70周年記念「未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会松本大会」の開催及び参画について審議
28年	5月	未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会松本大会への参画（正副委員長）
29年	2月	H29.1に開催した「未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会松本大会」の開催結果について審議
31年	7月	松本市公民館運営審議会委員の提言集の発刊
令和3年	7月	松本市公民館運営審議会委員の提言集の発刊
令和3年	11月	第3次松本市地域づくり実行計画（素案）の検討

令和 4 年 2 月 コミュニティ・スクール事業のあり方について検討
令和 5 年 6 月 国型コミュニティ・スクールモデル校の状況共有

【前任期の審議会取り組み状況(R5.8.1～R7.7.31)】

※R3.8.1～R5.7.31 期間中の委員から、「事務局から事業報告するだけでなく、実際に事業へ関わる職員等からの話題提供が必要」との要望あり

令和 6 年 6 月 第 1 回審議会

- ・ 令和 6 年度生涯学習課・中央公民館重点目標について
(意見交換)
- ・ 大野川小中学校の国型コミュニティ・スクールの取り組み
- ・ 居場所支援「ほっとスペース」の取り組み

10 月 第 2 回審議会

- ・ 令和 6 年度生涯学習課・中央公民館重点事業中間報告について
(意見交換)
- ・ 地区公民館フリースペース開放事業の取り組み

7 年 3 月 第 3 回審議会

- ・ 令和 6 年度生涯学習課・中央公民館重点事業報告について
(意見交換)
- ・ 公民館事業の見直し結果(スポーツフェスティバル in 島内)

①公民館

公民館ってどんなところ？

いろんな講座
を開催する
ところ？

クリスマスに、
コンサートや
読み聞かせを
開催する
ところ？

いろんな
ところに、バスで
視察研修に行
くところ？

小学生などの
子どもや親子、
高齢者など誰
でも使える
ところ？

地域のスポー
ツ大会や運動
会を開催する
ところ？

文化祭やコン
サート、落語会
などを開催す
るところ？

地域の人が趣
味やサークル
活動を行う
ところ？

地域の困りご
となどを話し
合うところ？

未就学児や親
向けのイベント
を開催する
ところ？

町会や町内公
民館など、地
域団体の会議
を開催する
ところ？

夏休みや冬休
みなどに、子
ども向けのイ
ベントを開催
するところ？

？

これらすべてが
公民館の活動です!!

他にもありますが…(^^)/

なぜ？そういった
活動をするの？

それは…
地域のなかに、
人と人のつながりを
つくりたいから

1人では無理…
でも、みんなで協
力することで、生
活が良くなる可能
性があるから…

例えば…

近くのスーパーへ買物に行きたいけど、足が無い…

隣は2世帯同居。私は一人暮らし。声をあげたら、町会ボランティアの人が、週に1回は車で買い物へつれていってくれるようになった。

例えば…

町会の役員で、一人で公民館掃除。
先日、公民館講座に参加したら、
同じ町会の人と隣席に。たまたま
掃除の話をしたら、一緒に手伝っ
てくれることになった。

人から見れば、「そんなに負担？」
でも、ずーっと抱えてると・・・
「負担→困りごと」になってしまう。

例えば、「500mlのペットボトル
を1時間持っていてください」が、
「1日持っていてください」になっ
たら・・・

「負担→困りごと」になりませんか？

それを、交代して持ちあえるような人間関係を地域のなかに生み出していきたい！！

つまり、公民館活動を通じて、

①さまざまな人がみつかる→人材発掘

②顔が見えるほど良い距離感の関係性

→人間関係構築

③周りのこと(現状・課題)を「自分のこと」として捉えられる感覚 →人材育成

そのために、公民館では次の事業を実施！！

①住民の幅広い学習ニーズに対応し、学ぶ楽しさや生きがいを生み出す

→学習講座の実施(発掘)

②住民相互の親睦を深め、地域への関心や仲間づくりを進める

→地域イベントの開催(関係構築)

③地域課題を解決するために、住民が共に学び合い話し合う

→場づくり(育成)

島内公民館の紹介(施設)



- ①**講堂**(大会議室/100名程度収容可能でステージ付。大規模な学習会や文化行事、音楽イベント等で使用)
- ②**視聴覚室**(中会議室/50名程度収容可能)
- ③**講義室**(小会議室/30名程度収容可能)
- ④**料理実習室**
- ⑤**講座室**(昼の部屋で、ヨガや茶道などの活動で使用)
- ⑥**工作室**(工作や簡単な打合せで使用)

島内公民館の活動(R5時点)

➡ 講座の充実

各種団体と連携し、高齢者の生きがいづくりへ

➡ 芸術文化活動の活性化

島内の文化を発信し、地域文化の醸成へ

➡ 子どもに魅力ある活動

地域での交流を通じ、健やかな成長&地域愛UPへ

➡ スポーツの底辺拡大

体協等と連携し、健康増進や顔が見える地域へ

➡ 人権教育の推進

コンサートや学習で、お互いを大切にできる地域社会へ

活動紹介(①講座の充実)

農業文庫「視察研修会」



地区指導者視察研修会



歴史講座



農業文庫「学習会」



男性の料理講座



刃物研ぎ講座



活動紹介(②芸術文化活動の活性化)

島内文化ふれあいまつり



ギャラリーピアッツァ



活動紹介(③子どもに魅力ある活動)

農業文庫「正月の伝統行」



愛ランド島内「おらんちdeランチ」



島内公民館CS



ひよこランド子育て講座



おはなしの会



中学生夏休み学習会



夏休み小学生講座



活動紹介(④スポーツ底辺の拡大)

島内地区大運動会



各種スポーツ大会



活動紹介(⑤人権教育の推進)

島内・島立ふれ愛コンサート



人権視察研修会



公民館は得意・不得意なことがあります…

【得意】

- ①みんなで話し合いながら、合意形成を図ること
- ②地域の人や活動をつなげること

【不得意】

- ①トップダウンで物事を決めること
- ②スピード感を求められること
- ③現状の事業を、突然スクラップ&ビルドすること

まとめ(共有したいこと)

- **36館の市営公民館を設置**

中央公民館(全市)+35地区(学校区)の身近な地域へ設置

- **町会(=自治会)に住民主導の公民館を設置**

各町会に町内公民館を設置し、地区館と連携した活動

- **地区館での委員会活動(住民参画保障/手当有)**

運営・館報・図書視聴覚・体育・文化等の部門で活動

- **住民生活の課題をテーマに活動を展開**

テーマ型の活動ではなく、生活に根差した取組み

- **公民館の活動は「人」**

発掘・関係性構築・育成→**地域づくりの基盤**

令和7年度事務事業の概要

生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

地域住民・民間組織・行政等の「多様な主体」が、お互いを尊重しながら学び合い、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識を育んでいくため、地域課題を解決するための場づくりや幅広い世代・立場の住民の主体的な地域参画、住民ニーズを反映した事業の推進などに取り組みます。

2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) コミュニティ・スクール事業の質の向上（継続）	2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 (ア) 地域住民・保護者・学校等が、子どもや地域に対する思い等を共有し、地域が一丸となって子どもを成長させていく「コミュニティ・スクール事業」を推進します。 (イ) 学校の負担軽減、関係者の連携強化、事業内容の充実をさらに進めるため、国型制度のコミュニティ・スクール導入校の取組みを横展開します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 全地区におけるコミュニティ・スクール事業の充実を図るため、松本版コミュニティ・スクール事業をコーディネートする地区公民館と中央公民館の連携・調整を強化します。 (イ) 国型制度の取組みを横展開するために、令和5年度からモデル校として取り組んでいる大野川小・中学校に加え、四賀小学校・会田中学校(1地区で1校を支えるモデル／小中学校連携)と筑摩小学校(複数地区で1校を支えるモデル)で新たな取組みを進め、中央公民館が中心となり、成果や課題を検証します。	
(2) 子ども・若者に身近な公民館の推進（継続）	2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
ア 内容 (ア) 子ども・若者が、公民館をより身近に感じ、公民館や地域との顔の見える関係を構築していくため、放課後や休日に自由に集える居場所づくりを進めます。 (イ) 子ども・若者が、多様な人々との交流を通じて主体的に学んでいくため、ニーズを反映したイベントや学習の場を、子ども・若者との協働により企画します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 4か所の公民館(中央・松南地区・梓川・四賀)で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて児童・生徒の居場所として公民館を開放します。 (イ) 7か所の公民館(第三・城東・白板・庄内・島内・芳川・寿)で、学習に限定しないフリースペースを通年開設し、利用者の定着化や公民館職員等の大人との「緩やかな人間関係」を構築します。 (ウ) 子どもや若者の「学び・交流の場づくり」へつなげるために、5月にMウイングで開催する「松本手まり時計まつり」等の場を活用して、若者の音楽やダンスといった主体的な活動を支援します。また、学校部活動の地域移行に伴い、中学生からニーズのある「料理・手芸・書道」など文化活動の実践の場として、公民館サークルでの受入れの可能性について調整します。	

(3) 公民館活動への多様な住民参加（新規）	2－4 多様な遊びと学びの機会の保障 4－1 社会教育活動の充実 8－3 地域づくりの推進
ア 内容 (ア) 様々な考えを持った多様な人や団体が、学びや地域づくりの場として公民館を活用するために、義務感や負担感ではなく、やりがいや楽しみを感じながら事業を進めるよう、公民館活動の内容や手法を見直します。 (イ) 多様な学びを支え、誰もがデジタル社会で活躍できる社会へつなげるために、インターネットを活用した情報発信やＩＣＴの活用支援を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 前例踏襲的な地区のイベント（運動会・文化祭・コンサート等）と住民ニーズとに乖離が生じていることから、若者・女性・子育て世代・移住者等の幅広い住民参加を図るため、住民と地区公民館等が、本来の目的を踏まえながら事業の見直しを進めます。 (イ) 「松本市公民館公式チャンネル（ＹｏｕＴｕｂｅ）」を活用した公民館事業等の動画配信や、ＤＸ推進本部と連携したデジタルディバイドの解消へ向けた学習講座を実施し、地域での人材の発掘・育成を行います。	
(4) 池上百竹亭の在り方検討（新規）	4－5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 内容 日本の伝統を伝える和室や茶室を有し、松本城近傍の立地条件から観光施設としての需要も見込まれる池上百竹亭について、観光施設等の生涯学習施設以外の用途での活用を検討します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 生涯学習施設以外の幅広い活用に向けた検討を進めるに当たり、暫定的に直営による施設管理を行います。 (イ) 国内外からの観光客など、より幅広い人々に池上氏の功績や和文化を感じてもらうため、茶道体験や書道体験といった主に日本の伝統文化に係る企画を試行し、生涯学習施設にこだわらない活用方法を検討します。 (ウ) 将来的な施設の在り方について、施設利用団体や関係課と協議しながら方向性を打ち出していきます。	
(5) あがた森文化会館運営体制の見直し（新規）	4－5 社会教育関係施設等の整備・充実 9－2 文化遺産の保存と活用
ア 内容 あがたの森文化会館として活用している重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂を適切に管理していくための体制を見直します。 併せて、生涯学習施設としてのあがたの森文化会館の管理運営業務に指定管理者制度を導入することを検討します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 重要文化財を適正に保存活用できる体制を構築するため、市長が所管する文化財課の所掌事務のうち、教育委員会が補助執行する。「重要文化財旧松本高等学校の保存、活用、整備の一部」の範囲を整理し、例えば文化財の現地管理以外の業務を文化財課に移管するなど関係課の役割分担について見直します。 (イ) 生涯学習施設としての、あがたの森文化会館の貸館及び施設管理業務に指定管理者制度を導入することについて課題等を整理していきます。	

今期の公民館運営審議会予定(案)

【諮問内容(案)】

1 テーマ

「だれもがつながり合う地域の学習拠点としての公民館（仮題）」

2 内 容

これまでも公民館は、地域の教育拠点として、さまざまな人が活動を進めてきましたが、価値観や生活様式が多様化する現代社会において、改めて「さまざまな分野」(人権・環境・福祉・住民自治・防災等)を切口に、「さまざまな立場」(子ども・若者・高齢者・障がい者等)の住民が学習を通じてつながり合うことは大切なことです。

そこで、多様な住民が公民館を拠点に学び合い、つながり合うために求められる役割や機能などについて諮問するものです。

3 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間を予定

年	月	取 組 み 内 容
R7	11/5(水)	R7 第1回公運審 ①役員選出(正副委員長) ②公運審の意義・活動経過の共有 ③意見交換「公民館ってどんなところ」「重点目標」等
R8	1～2	諮問内容の検討・決定(地区館と中公で調整)
	3	R7 第2回公運審 ①重点目標の取組み結果共有・審議等 ②諮問内容の事前調整・共有等
	5	教育委員会へ諮問・答申の取組みスタートを報告 R8 第1回公運審 ①諮問の内容と進め方などの共有 ②重点目標の共有・審議・意見交換等
	7	R8 第2回公運審 公民館や地域づくりに関する学習等
	9	R8 第3回公運審 各委員の立場から諮問への意見パート①、情報交換等
	11	R8 第4回公運審 各委員の立場から諮問への意見パート②、答申作成等
	12～	答申内容のまとめ作業(中公で作業)
R9	～2	答申内容のまとめ作業(中公で作業)
	3	R8 第5回公運審 答申内容の最終調整等 → ※3月中に完成予定
	5	教育委員会へ答申結果報告

※松本市公民館は、令和9年4月1日に発足80周年を迎えます。そこで、令和9年度に全市・各地区での取組みを予定しているため、公運審とも協議・情報共有を予定